

コメントの概要及びコメントに対する考え方(ノーアクションレター関連)

番号	業態	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出者
1	主要行	Ⅱ-3-3	<p>(趣旨) 主要行向けの総合的な監督指針(抄)Ⅱ-3-3によれば、『法令適用事前確認手続(以下「ノーアクションレター制度」という。)とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度』と書いているが、『民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為』を、『民間企業等が実現しようとする自己あるいは他人の事業活動に係る具体的行為』に変更していただきたい。</p> <p>(理由) 有価証券運用を金融機関に販売する場合を例にとると、このままではノーアクションレター制度が活用できるのは実際に運用を行う金融機関に限定されてしまう。金融機関に有価証券を販売する証券会社がノーアクションレター制度を活用できれば、投資家に販売する前に事前に確認できるため、証券会社はもとより金融機関にとっても有意義であり金融庁としても確認事務作業が減ることになり有意義と考えられる。</p>	<p>今回の改正とは直接関係のない事項ですので、ご意見として承ります。</p> <p>なお、ご提示のあった事例について詳細は判りませんが、証券会社が有価証券を金融機関等の投資家に販売するという行為に着目した場合には、証券会社自らの事業活動としてノーアクションレター制度の対象となり得ると考えます。</p>	個人
2	信託	2-3-3(1)、(2)④	<p>財務局所管の信託会社等のノーアクションレター照会先は財務局となっており、今般、財務局から金融庁に照会書面が送付されるまでの期間が「3日以内」から「速やかに」と変更されている。2-3-3(2)④において、照会に対する回答は「照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として30日以内に…回答を行う」となっており、財務局所管の信託会社への回答は、財務局から金融庁へ送付される期間だけ遅れることとなる。イコールフットィングの観点から、監督指針が「速やかに」と変更されたことで、財務局所管の信託会社への回答が信託銀行等への回答に比して、大幅に遅れること等がないよう、適切な運用がされることをお願いしたい。</p>	<p>今般の改正では、従来より迅速な対応を行うことを目的として「速やかに」と変更しております。回答期間については、2-3-3(2)④において「できるだけ早く回答することに努めることとする」と明記されており、今後とも、同制度の適切な運用に努めて参ります。</p>	信託協会